

2020年5月10日、事業者から環境影響評価方法書説明会会議録が届きました。
当方の責任で文字起こしを行い、注釈番号を記入しました。

*¹霧島市田口・大窪地区メガソーラー発電所事業

環境影響評価方法書説明会

日 時：令和2年3月17日（火）18:30～20:50

場 所：霧島市公民館 大会議室

参加者：69名

議事要旨

1. 出席者紹介

Shift EnergyJapan(株)：4名、大福コンサルタント(株)：4名、
アポロニュー・エナジー(株)：1名、(一財)九州環境管理協会：2名

2. 開会の挨拶

SEJ：^{*2}このような時期の開催に至ったことをお詫び申し上げます。出席者は健康チェック、消毒、マスクの着用など万全の体制をとって参りました。本日は、^{*3}我々が計画しております事業が環境に対してどのような影響があるのかという手続きの始まりになります。今後、数年かけて皆さまからご意見をいただいたり、ご提案をさせていただいたりということが続いてまいります。ご迷惑、お騒がせすることもあるかと思いますが、ご理解いただけるように進めて参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

3. 事業の概要の説明（SEJ：10分）※パワーポイントを用いてスクリーンで説明

4. 環境影響評価の手法の説明（九環協：23分）※パワーポイントを用いてスクリーンで説明

5. 質疑応答〔1時間42分〕

- 条例、法律で行う環境影響評価は、工事を実施することが決まっている事業に対して行うもので、その調査手法等について意見を下さい、ということなのか。

→九環協：計画されている事業が行われた場合に環境に対してどのような影響があるのかを予測評価するもので、工事の実施が決まっている事業に対して行う、という前提がある訳ではない。

- ^{*4}（虎ヶ尾の住民）平成30年6月26日行われました事業者と市関係課との会議録に「霧島市が反対を表明するならば、素直に受け止める。」「1割以上の住民が反対した場合、手を引くことは構わない。」、さらに「アセスの方法書の縦覧に先立って地域代表等に説明する」との記載があります。霧島市長は平成31年2月の霧島市議会で「県道60号や霧島神宮及び神話の里公園の展望所から眺望できるほか、霧島高千穂リゾートの別荘地に近接し、また、近隣に学校や病院、老人ホームがあり、国立公園である霧島山や重要な観光資源である霧島神宮などの歴史・文化、自然環境、景観への影響、災害発生のリスクや住民の生活環境への影響など、市としても大きな懸念を持っている。平成31年2月事業者、関連会社から、説明を受け、その上で当該地における太陽光発電施設建設計画については反対である旨を伝えた」と発言しました。霧島市議会は私達の提出した太陽光発電施設建設反対の陳情書を全会一致で採択しました。霧島神宮、杉安病院、翔朋園、明るい農村、地域水利組合、松永漁協、日当山天降川漁協、霧島市内水面漁協、錦江漁協、霧島地区自治公民館連絡協議会は霧島市長、鹿児島県知事に当事業

に不同意である事の文書を提出しております。^{*5}縦覧に先立って地域代表等に説明をされましたか？ 霧島市、霧島市議会、地域住民は反対の意思を明確に表明しています。この事の認識を伺います。平成 30 年 11 月頃より、近隣に不審なピンクのリボンが設置されるようになりました。測量をしている方に問い合わせました所、ダイフク測量の社員である。霧島市の依頼を受けて測量を行っているとの虚偽の回答がありました。近隣の山林、別荘地に無断で立ち入り、測量が行われました。計画地には「私有地であり、無断立ち入りを認めない、立ち入りを確認した不法侵入として警察に通報する」との看板が設置されていました。自らは民地に無断立ち入り測量するなど不誠実な対応です。^{*6}平成 31 年 1 月、SEJ の地元対策を担う JPGSK の川村氏から私達に事業概要と神話の里公園、霧島神宮から見える場所にはパネルは設置しないと説明を受けました。これらの理不尽な行為、説明に対し事業者の代表社員であるジョセフ・ラーウ氏に質問文書を 2 度発しましたが、回答が得られませんでした。不誠実極まりない対応と思っております。責任ある文書回答を求めます。また、SEJ の代表者は、なぜ出席していないのか。

→SEJ：^{*7}平成 30 年 6 月の会議の時点は、当社は本事業の実施主体ではなかった。当社も事業者になる候補の 1 社として参加していた。事業にあたっての相談をさせていただいている中で、^{*8}当社の社員ではない方の一人が、そのような主旨の発言をされた。未だ着工の許可を得ている訳ではないが、前事業者がこの計画地で取得した発電所の免許のようなものを取得しており、これを当社が継承した。

回答書については、アポロニュー・エナジー(株)などと相談しながら、対応させていただきたい。アポロニュー・エナジー(株)からの回答は、当社からの回答と同義と捉えていただきたい。

- この場所であれだけの事業を行えば、環境に影響があるのは明白ではないか。

→SEJ: 手続きに則り環境影響評価を行って、必要な対策を検討してご意見を伺っていきたい。

- 計画されている場所は、シラスの急傾斜地である。平成 5 年、8 月水害では犠牲者も出た。今も土砂崩れが起きている。こういった場所で工事を行ったら、災害が起こることは明白である。ここで発電しても、その電気は別の場所で使用されるのではないか。また、多くのトラックが走り、大きな重機が動くことになり、大気汚染や騒音が発生するのではないか。

→SEJ: それらの影響を検討するために、調査等を行っていく。また、電気については九州電力に売電するので、地元の皆さまにも供給される電気の一部になっていくものと考えている。

- 土地の安定性について懸念をもっている。市道沿いには急傾斜地がある。地質と地形が問題。表層は黒土だが、すぐにシラスが出てくる。あちこち土砂崩れが起きている。現地を見て、リスク、恐怖感を感じないか。

→大福：^{*9}急傾斜地であることは認識している。現状として危険な状態にあり、危険ではないよう設計を行っていく。

- 土地の安定性を確保した工事を行うには多くの費用が掛かるので、事業として採算が合わないのではないか。途中で破綻してしまうのではないか。

→SEJ: 環境影響評価だけではなく、林地開発申請を行っていく。その中で、最後まで事業を実施できるかという観点で、資金に関する審査がある。土地の安定性については、必要な防災対策を具体的に検討していくが、今はその前の調査を開始していく段階であることをご理解いただきたい。

- (牧園町の住民) 環境影響評価は行われていないが、牧園町でメガソーラー事業があって、造成

によって風がすごく強くなった。対策として植林が試みられているが、まったく育たない。本事業も概略図をみると、境界部分は急傾斜になっているので、被害が出るを考える。伐採すると復元できないので、樹木を伐採してはならない。

- ここは天孫降臨の地である。歴史文化の評価は行わないのか。行わないのであれば、歴史文化を無視して事業を進めるということか。環境影響評価ではそれを認めるということか。小さい太陽光発電事業であればよいが、このように大きい事業は認めたくない。

→九環協：環境影響評価条例、環境影響評価法のいずれにも*¹⁰「歴史・文化」という項目は示されていない。環境影響評価は、計画されている事業の「環境」に関する影響について評価していくもので、「事業の実施を認める」という手続きではない。

- それでは、環境を評価する前に、歴史文化などの観点から事業の実施を判断すべき。
- 基準を満足したら事業を実施するというのが環境影響評価なので、環境影響評価には意味がないと考えている。
- メガソーラーの建設に携わっているが、パネルの上を雨がたまって調整池に流れ込み、建設時点で調整池には泥が溜まって、それが流れ出て地域住民は困っている。阿久根市のメガソーラー発電所では、眩しさが原因で自動車による死亡事故が起きている。工事用車両の走行ルートは通学路にもなっており、安全性は考慮しているのか。
- この公民館のすぐその交差点では3年間で2回、子供たちが事故を起こしている。その近くでは自動車の接触事故も起きている。道が狭いので、大型車が通るとなると、交通安全についてしっかり考えてほしい。
- (狩川流域の住民) 今飲んでいる地下水は30年前のものであるが、1年間の調査で影響が把握できるのだろうかと思う。事業地の排水は狩川、霧島川、天降川へと流れ、錦江湾に注ぐ。錦江湾ではブリ、ハマチなどが養殖され、貝も棲んでおり、そういうところまで影響が出るのではないかと思う。そして一番言いたいのは、相尾川と狩川のすぐ横に家を2軒所有しているが、昨年の梅雨末期も、あと1mくらいまで増水して危険だった。平成22年の水害では床下浸水の被害があり、田が浸水した。実際に被害にあったことがない人の説明を聞いてもピンとこない。梅雨や台風の時期が来るたびに心配している中で、こういう事業が進んでいくと、流域にはもう住めないなと思ってしまう。
- 市長や議会が反対しているという中で事業を進めるのか。

→SEJ：反対されているのは承知しているが、できる方法を模索しているところである。*¹¹ 事故が起こるかもしれないとの指摘に対しては、絶対ないとは言い切れないが、起こる確率が高いということであれば原因を把握・分析して対応していく。これらを含めて市や県と話を進めていきたい。*¹² 事業に反対されてはいるが、必要な調査・手続きを踏み進んでいきたい。

- それは県や市に話したうえで調整しているのか。
- SEJ：必要な手続きごとに許可権限を担当する窓口が異なる。現時点ではいずれも許可はいただいていない状態であるが、これから相談し手続きを進めていきたい。
- 環境アセスの調査について懸念しているのではなく、事業計画自体に疑問を持っている。環境アセスの手続きが進めば、事業を行うという問題ではない。

→SEJ：九州環境管理協会は許可権者ではなく、条例に基づいた調査を業としている。一方、我々はその他の懸念事項についての調整も必要であり、本日は環境アセスメントの説明会であり、

環境アセスの意見書の受付後も皆様からのご意見は広く受け付けていきたいと考えている。

- 普通は調査をやってから計画は立てるものではないか。調査はこれからやっていくと言っているが、既に調整池などの実施計画を行っているではないか。また、平面図をみると、調整池が逆勾配になっている箇所もある。すべての説明が事業をやることが前提になっているように聞こえる。

→SEJ：*¹³提示しているのは現時点での概略の計画であり、確定した計画ではない。議論するために仮の計画を提示している。これから具体化していく段階であり、最終計画ではない。

- (地元流域の住民) 百歩譲って事業を進めたとして、事業を行った際の最終的な責任は誰がとるのか。責任の所在をはっきりしてほしい。供用後に災害が起これば、自然災害ではなく人災になる。

→SEJ：施工中は施工会社、稼働後は事業者の中から責任者を明示させていただきたいと考えているが。全体としては事業者が責任を持つ。

- 会社の社員は辞めてしまう。責任者が辞めてしまったら、我々は誰に言えばいいのか分からなくなる。狩川がどんな川か確認したのか。狩川にはいくつの調整池から排水が入ってくるのか。調整池からは、水だけでなく泥も入ってくる。

→大福：*¹⁴調整池は水を貯める池であるが、土を貯める容量も計画するので、調整池から土を出すという考えはない。

- 説明資料は、なぜ配らないのか。

→九環協：必要な方には提供しても構わない。説明資料は方法書に記載している内容からまとめたもので、方法書は各縦覧場所で閲覧いただけるし、シフトエナジーのホームページにも掲載している。

- 環境アセスで調査をするということであるが、地元の情報というのはどの程度認識しているのか。具体的にどこを確認したのか。地元には、いろんな被害の事例があるが確認したのか。

→九環協：*¹⁵被害の事例については調べていない。詳細な調査は、これから行うところである。

- 環境アセスを始めるタイミングが早すぎるのではないか。事業を遂行するために、まず事例を確認することが最初にすべきことではないか。設計については地元の大福コンサルタントがやっているのであれば、しっかり事例を確認してから行っていただきたい。

→九環協：ご意見を踏まえ、しっかり行っていきたい。

- 環境アセスのお金はどこから出るのか。

→九環協：環境アセスは条例で事業者が行うことになっており、専門機関に委託してやらざるを得ないというのが実態である。

- 本日の説明会についての新聞記事を見逃しており、昨日まで知らなかった。本事業の計画についても、市長や市議会が反対していたのでなくなったものと考えていたが、進めているのを聞いてびっくりした。方法書の縦覧期間もあと 10 日程度で、住民の中には知らない人もいると思う。方法書はネットや神乃湯でも確認できるとのことであるが、そこまで足を運ばせるのか。今回の説明会では資料は配らなくてもいいというルールではあると思うが、説明する相手に資料は準備しておくというのが常識だと思う。あと、過去のことであるが、環境アセスを行った結果、事業が中止になった事例はあるか。

→九環協：縦覧の公報の方法は条例に従って行ったが。周知が不十分であったということであ

れば、次回、準備書の周知では改善を検討したい。説明会の資料を配布しなかったことも改善したい。また、いろいろな事情があるが、環境アセスを行った事業で中止や縮小になった事例はある。メガソーラー事業に限定すると、中止や縮小の事例の当協会としての経験はない。

→SEJ：事業者としても、中止や縮小になった事例はない。

- 太陽光パネルの設置時における勾配の基準は何度か。

→大福：県の指導では 10 度までである。

- 現地の地形勾配はもっと大きい。場所によっては 30 度近いところもある。その時点でもう計画が難しいのではないか。現地を確認したのか。地形図でも勾配は分かる。

→大福：これから具体的に計画していくところである。現地では 10 度を超えている場所も超えてない場所もある。

- 勾配 10 度では使える土地の有効面積が足りないのではないか。また。道路、残置森林、パネルの配置がいい加減だと思う。転圧、擁壁、地盤強化、擁壁の角度など、適切にしないと安全配慮義務違反で、事故などがあれば業務上過失致死という法律で罰せられる。

→大福：未だ概略の計画である。基準を満たさない設計は行わない。

- 遵守すべき各種基準を霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会に提示して頂きたい。シラスはいくら転圧しても固まらない。そのため、通常はセメントを混ぜて補強する必要があると考えるが、方法書にはそういう文言が見当たらない。そういうところは今後計画していくのか。セメントで地盤強化するのか。擁壁とかミルク注入も考えているのか。

→大福：改良等が必要なところは当然行う。

- 地盤強化、傾斜地の擁壁、養生をこれから考えるとこのことで、道路の養生の工法も正確に知りたいので出して頂きたい。施工手順も安全配慮義務を満たした施工計画を作っていただきたい。10 年、20 年先も含めた安全配慮が必要である。また、計画書が出来上がったら見せていただきたい。

→SEJ：法律に基づいて新しい適切な技術なども検討しつつ、必要な工法を選択していきたい。安全に配慮した計画に修正していく。

6. 今後の環境影響評価の手続きについて

縦覧は 3 月 27 日まで、意見書受付は 4 月 11 日までです。市長、県知事、経済産業大臣意見を踏まえ、調査を 1 年間行い、予測評価を行って準備書を作成していきます。準備書手続きでは、今回と同様に、1 ヶ月間の縦覧と説明会を行います。

7. 閉会のあいさつ

このような状況の中、お越しいただき、たくさんのご意見をいただいたことを重く受け止めております。意見書としていただいたご意見はしっかりと拝見して市、県へ提出してまいります。また、おっしゃっていただいた技術的なところ、大型車の移動、過去の水害などをしっかりと考えて検討してまいります。今後、プロの機関にお願いして、まずは 1 年間の現地調査から行って参りますので、ご理解とご協力をお願い致します。本日は、ありがとうございました。

以上



▲ 説明会の実施状況（霧島公民館）